



定期巡回・随時対応型 ヘルパーステーション金上

利用料金表

① 基本料金

(数字は、単位)

要介護度	基本報酬単位 (訪問介護)		※1	※2		
			基本報酬単位 (訪問看護利用の場合)	デイケア等を利用 した場合の減算	ショートステイ等を利用した場合の減算 (及び月途中から利用した場合の日額)	
要介護1	5,680	/月	2,945	/月	62 / 日	187 × 利用自数(在籍日数)
要介護2	10,138				111 / 日	333 × 利用自数(在籍日数)
要介護3	16,833				184 / 日	554 × 利用自数(在籍日数)
要介護4	21,293				233 / 日	700 × 利用自数(在籍日数)
要介護5	25,752				3,745	281 / 日

② 「訪問看護サービス」

当事業所は「訪問看護ステーション金上」と連携型の事業所となります。
訪問看護サービスを利用する場合には、上表「※1」の基本報酬が、連携先事業所で算定されます。
その他、ご利用者様の利用状況に応じ、以下の加算が、連携先事業所で算定される場合があります。

特別管理加算(Ⅰ)	500	/月	特別な管理ができる体制にある
特別管理加算(Ⅱ)	250	/月	特別な管理ができる体制にある
緊急時訪問看護加算	574	/月	緊急時に訪問できる体制が整っている
退院時共同指導加算	600	/月	退院退所時の病院・施設との連携
ターミナルケア加算	2,000	死亡した月	ターミナルケアの実施

③ 「通所系、短期入所系」サービス利用時

デイケアや、ショートステイ等をご利用になった場合には、上表「※2」に示す単位が減算されます。
また、利用先の事業所では、それぞれの利用に応じた利用料金が発生します。

④ その他の加算

初期加算	30	/月	利用開始から30日
総合マネジメント体制強化加算	1,000	/月	一定の多職種共同の体制
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	/月	生活機能の向上を目的とした計画の作成
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	/月	
同一敷地建物内サービスの減算	600	/月	けやきの社・タンポポ居住者が対象
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	640	/月	介護福祉士等が40%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	500	/月	介護福祉士等が30%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	350	/月	常勤職員が60%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	350	/月	勤続3年以上が30%以上配置
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(基本報酬十各種加算) × 13.7%		
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(基本報酬十各種加算) × 10.0%		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(基本報酬十各種加算) × 5.5%		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(基本報酬十各種加算) × 6.3%		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(基本報酬十各種加算) × 4.2%		

⑤ 自己負担

通常の実施地域を超えた場合	片道1km毎に35円	/回	交通費
---------------	------------	----	-----

※角田市の地域単価は、1単位10円です。利用者負担額は、合計単位数に10円を乗じ、各自の利用者負担割合証に記された割合に応じた額になります。